



## 第50回衆議院議員総選挙

## 第26回最高裁判所裁判官国民審査

# 投票日時 令和6年10月27日(日)7時～20時

～投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう～

問合先 選挙管理委員会

### 投票できる方

平成18年10月28日までに生まれた日本国民

#### 【住所要件】

令和6年7月14日までに市の住民基本台帳に記録され、市の選挙人名簿に登録されている方

#### 市外へ転出した方の投票

令和6年7月14日以前に他の市区町村に住所を移した場合、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されると、その登録地の投票所で投票します。

#### 市内に転入した方の投票

令和6年7月15日以降に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の投票所で投票します。

#### 市内で転居した方の投票

10月4日までに転居の届出(市内で住所を変更すること)をした方は、転居先の投票所で投票できますが、10月5日以降に転居の届け出をした方は、転居前の投票所で投票します。

#### 投票所入場整理券は郵送

投票所入場整理券は公示日(10月15日)以降、選挙人ごとに郵送します。記載内容をよく確認し、入場整理券を切り離して投票日に投票所へお持ちください。

### 投票所入場整理券が届かないとき・紛失したとき

郵送した投票所入場整理券が届かないときや紛失したときは、投票日に指定の投票所で再交付を受け、投票します。再交付の際には、本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参し、受付に申し出てください。

#### 投票の順序および投票用紙の色

- ①衆議院小選挙区選出議員選挙 (あさぎ色)
- ②衆議院比例代表選出議員選挙 (ピンク色)
- ③最高裁判所裁判官国民審査 (うぐいす色)

#### 投票用紙の記入方法

##### 【衆議院小選挙区選出議員選挙】

投票所の記載台に候補者の氏名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者1人の氏名をはっきりと記入してください。

##### 【衆議院比例代表選出議員選挙】

投票所の記載台に政党名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に政党名1つをはっきりと記入してください。

##### 【最高裁判所裁判官国民審査】

投票用紙に裁判官の氏名が記入されていますので、辞めさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入してください。辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しないでください。

## 投票所

	<b>第1投票所</b> 鶴ヶ島第一小学校		<b>第2投票所</b> 西市民センター		<b>第3投票所</b> 大橋市民センター		<b>第4投票所</b> 東市民センター
	<b>第5投票所</b> 南市民センター		<b>第6投票所</b> 鶴ヶ島海洋センター		<b>第7投票所</b> 長久保小学校		<b>第8投票所</b> 藤小学校
	<b>第9投票所</b> 富士見市民センター		<b>第10投票所</b> 南小学校		<b>第11投票所</b> 富士見中学校		<b>第12投票所</b> 藤中学校

# いろいろな投票方法

## 期日前投票

投票は、選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、仕事などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に期日前投票ができます。

### ◆市役所 1 階ロビー

期間 10月16日(水)～26日(土)  
時間 8時30分～20時

### ◆若葉駅前出張所 (ワカバウォーク 1 階)

期間 10月23日(水)～26日(土)  
時間 10時～20時

**持ち物** ①投票所入場整理券 (届かない場合はなくても可。この場合は、マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちください)

②期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書 (投票所入場整理券に印刷されている様式に必要な事項を記入してお持ちください。投票所入場整理券が届かない場合は、期日前投票所にも用意しています)

※ 期日前投票する時点で満18歳に達していない場合は、不在者投票となります

## 代理投票

身体の障害やけがなどによって自分で文字を書くことのできない方は、係員に申し出てください。係員が本人に代わって本人の申し出た候補者の氏名などを代筆します。書かれた候補者名などは他に漏れることはありませんので、安心して申し出てください。

## 点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意しています。投票所で係員に申し出てください。

## 出張時などの不在者投票

**対象** 国内での出張などで、投票日に投票所へ行けない方

**方法** 市選挙管理委員会に直接持参、郵便またはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインで、不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙などを請求してください (ファクシミリや電子メールでの請求はできません)。最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。

## 郵便などによる不在者投票

**対象** 身体に重度の障害のある方などで市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

**方法** 「郵便等による不在者投票用紙等請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、直接または郵便で市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求し、自宅などで投票することができます。「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、請求書は、10月23日(水)までに市選挙管理委員会に到着するようにお願いします。

## 病気などで入院中の投票

入院している病院や、入所している介護福祉施設などが都道府県の選挙管理委員会の指定する施設であれば、その施設内で投票することができます。市内の指定施設は、次の7施設です。

鶴ヶ島池ノ台病院、関越病院、特別養護老人ホーム「清光苑」、介護老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」、特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」、特別養護老人ホーム「鶴ヶ丘の里」、有料老人ホーム「SOMPOケア ラヴィーレ鶴ヶ島」

# 選挙公報

各候補者の考えや各政党の政策などを掲載した選挙公報を投票日の2日前 (10月25日) までに新聞折込みでお届けします。

また、選挙公報は、市役所や市民センターなどにも用意しますので、新聞を購読していない世帯や折込み漏れなどで選挙公報が届かない場合は、これらの施設でお取りいただくか、市選挙管理委員会へ連絡してください。なお、準備が整い次第、市ホームページにも掲載します。

# 投・開票速報

## 投・開票速報サービス

### 市ホームページ

### 投票速報

10月27日(日)9時ごろから

### 開票速報

10月27日(日)22時ごろから



HPはこちら

# その他

## 混雑対策について

投票所および期日前投票所の混雑状況をリアルタイムでお知らせします。右記の二次元コードからご確認ください。



混雑状況  
はこちら

※ 期日前投票を御利用の際は、投票所入場整理券下部の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ御記入いただくと、スムーズに御案内ができます

※ 投票日当日(10月27日)は、指定された投票所以外の投票所で投票することはできません

## 誰もが気持ちよく投票できるように

投票所および期日前投票所では、誰もが気持ちよく投票できるよう、「投票支援カード」、「投票コミュニケーションボード」、「車いす」、「投票用紙筆記補助具」などを配置しています。必要な方は係員にお声がけください。「投票支援カード」および「投票コミュニケーションボード」は市ホームページにも掲載しています。

## 注意

陣中見舞として候補者に飲食物 (酒・ビールなど) を贈ることは、法律で禁止されています。